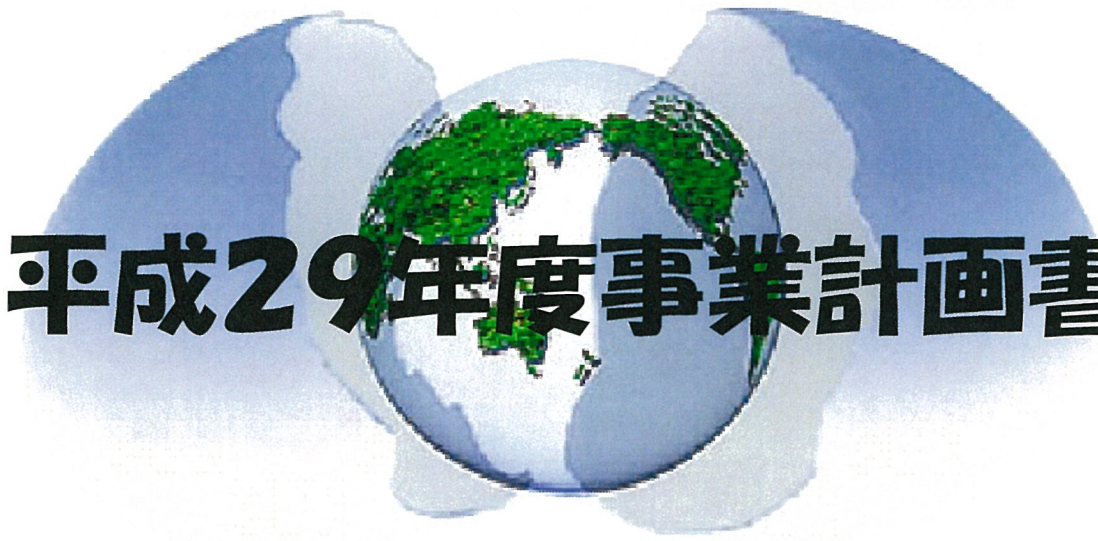




平成29年度事業計画書



一般社団法人
愛知県産業廃棄物協会

■ 倫理綱領

産業廃棄物の適正処理を推進するために、公益社団法人全国産業廃棄物連合会正会員協会に所属する会員が守るべき基本的事項を定めたものである。

倫 理 綱 領

公益社団法人全国産業廃棄物連合会正会員協会に所属する会員（産業廃棄物処理業許可業者）は、産業廃棄物の適正処理を推進することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることが使命である

- 一 会員は、法令及び法令に基づく行政の指導事項を遵守し、環境保全のため社会的良識をもって行動する
- 一 会員は、法令、実務に精通するよう研鑽をつみ、資質の向上に努める
- 一 会員は、環境保全を担う企業として安全性に配慮し、次の指針に基づき経営にあたらなければならない
 - (一) 産業廃棄物処理業許可業者は、適正処理の推進のための技術並びに経営サービスの向上に不断に努める
 - (二) 産業廃棄物処理業許可業者は、適正な価格を維持し、市場の健全化に努めなければならない
- 一 会員は、排出事業者はもとより、行政、関係団体、地域住民と広くコミュニケーションを行い、環境に関する情報を積極的かつ公正に開示し、社会の理解と信頼を高めるように努めなければならない
- 一 会員は、暴力団等及びその関係者を排除し、断固とした姿勢で対応する

公益社団法人全国産業廃棄物連合会及び各正会員協会は、不法投棄等不適正処理が発生しないよう未然防止、啓発、教育に努めなければならない

平成 29 年度 事業計画

はじめに

昨年(平成28年)の1月に発覚したダイコー株式会社の不適正処理事案ですが、食の安心・安全を脅かすなど、食品衛生上の問題で、消費者の皆様にご迷惑・ご心配を掛け、また、今まで積み上げてきた産業廃棄物処理業界の社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾な事件でありました。当協会として二度とその様な事態を生じさせない様、厳格な対応を図り、これを契機に、より一層、コンプライアンスの徹底に努めて、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用について認識を新たにし、当協会の目的である「生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与する」ことに尽力いただきたいと思います。

また、社会貢献の一環として、愛知県から協力依頼のありました、ダイコー株式会社に保管されていた産業廃棄物の撤去につきましては、平成28年6月21日から協会の協力をいただき、ボランティアによる収集運搬作業を行いまして、平成29年2月8日をもって全て終了しました。

さて、平成28年4月14日及び16日未明に発生した熊本地震では、環境省の発表によりますと316万トンもの災害廃棄物が発生し、平成29年1月時点の処理の進捗率は39%となっており、また、倒壊した家屋の解体進捗率は平成29年2月末時点で52%となっており、まだまだその対策に追われています。一刻も早い被災地の復興を願っています。

この地方に目を向けますと、南海トラフを震源とする巨大地震が、今後30年以内に起こる確率が70%程度と言われており、この地震により発生する災害廃棄物は最大約3億5千万トンとも推定され、建物被害や人的被害は甚大なものと予測されています。

当協会では、万一被災にあった場合に、迅速かつ適正に対応していくため「災害廃棄物処理対策に関する特別委員会」を中心として、業務継続計画(BCP)を策定し、市町村との顔の見える関係の構築を掲げ、万全な備えとなるよう取組みを進めています。また、県内全54市町村と締結した協定に基づき、着実な防災体制を築き上げていくよう努めてまいります。

あつてはならないことですが万一被災した場合には、会員の皆様が日頃培った分別・収集、処理のノウハウや会員企業が持つ資機材の活用と機動力が是非とも必要であり、災害発生時には、全面的な支援・協力をお願いしたいと考えています。

一方、当業界を取り巻く景況動向は、廃棄物そのものの量が減少しており、引き続き厳しい経営環境となっております。この様な厳しい経営状況の中にあっても、我々は将来の事業を担う人材の確保・育成を図り、優良産業廃棄物処理業者の育成など、将来に向け生き残りをかけた取組を積極的に進めていく必要があります。

また、私どもの業界は、日々排出される多種多様な廃棄物の適正処理や資源リサイクル

の取組を積極的に進めており、社会に欠くべからざる重要な役割を担っている業界であることは言うまでもありません。このことを地域社会の人々に、正しく評価・理解していただくため、会員の皆様と一体となって、各種イベントへの参画・PR、行政・地元住民と協働しての不法投棄廃棄物撤去作業の実施や、親子ツアーによる会員企業の資源リサイクル施設の見学等、地域の理解を得る取組を引き続き積極的に進めてまいります。

こうした社会情勢等を踏まえ、平成29年度は、全会員の支援と協力の下、以下の重点施策に取り組むこととします。

I 重点施策

1 廃棄食品が不適正に転売された事案に係る再発防止の推進

昨年1月に当協会の会員が起した廃棄食品が不適正に転売された事案により、産業廃棄物処理業界に対する社会的信頼が大きく失墜し、協会に対して、再発防止への取組が問われています。

平成28年2月12日付けで、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長に提出した「廃棄食品が不適正に転売された事案に係る再発防止について（回答）」に基づき、昨年度に引き続き、再発防止の推進に势力的に取り組むとともに、産業廃棄物処理業界に対する社会的信頼の回復に努めていく。

2 大規模災害時の災害廃棄物処理支援体制の整備

当地域においても、南海トラフを震源とする巨大地震が今後30年以内に発生する確率が70%程度と言われており、一昨年導入した緊急通報・安否確認システムの運用方法の整備・会員への周知及び定期的な訓練の実施、会員への資機材調査、県内54市町村すべてと締結した災害廃棄物処理に関する協定の実効性を高めるために、各市町村と顔の見える関係を構築するなど、平成27年3月に策定した業務継続計画を中心に据えた行政等関係機関との連携等の推進、大規模災害に備えた災害廃棄物処理活動の体制を引き続き整備していく。

3 各種研修事業に係る取組の充実強化

(1) 産業廃棄物処理に係る実務者研修会

本年度も産業廃棄物処理業界への信頼性の向上を図り、これから業界を担っていく若い人材の育成を図っていくため、業界の実務担当者を対象とした「実務基礎コース研修会」を開催する。過去22回の研修会において、2,873名の会員及び排出事業者の方に廃棄物処理の基本となる法令、委託契約、産業廃棄物管理票、帳簿等に関し理解を深めていただいたところであるが、昨年ダイコー(株)の不適正

処理事案を契機に協会が主催する実務者研修会や協会の支部が主催する法令講習会等に3年に1回は必ず参加することを誓約していただいております、本年度も(公社)全国産業廃棄物連合会発行の「産業廃棄物処理実務者研修会基礎コーステキスト」の他、パワーポイントによる分かりやすい教材を作成し、この事業に積極的に取り組んでいく。

また、昨年度に引き続き、出張研修なども積極的に取り組んでいく。

(2) 安全衛生教育・研修

何事にも増して優先されるべき「安全第一」の取組を推進するため、昨年度に引き続き、会員等の安全衛生の向上に資する各種諸事業を実施し、他業種に比べ事故が多いと言われている当業界の安全衛生の向上に努めていく。

その一環として、本年度も新入社員への安全衛生教育・研修や職長クラスの安全衛生教育・研修、産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント研修、安全大会を実施していく。また、会員企業における安全衛生の取組状況の視察についても企画していく。

昨年度は、中央労働災害防止協会の二か年事業としての「企業・業界団体等安全衛生総合支援事業」により、個別事業所に対する指導・援助及びモデル事業所による改善計画に基づく総合支援を受けることができた。今年度は、会員への総合支援事業として熱中症予防研修、作業手順書作成研修、安全衛生規程作成とKYT研修等を実施していく。

また、公益社団法人全国産業廃棄物連合会では平成29年度を実施初年度とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」を策定し、平成31年度の計画期間中の労働災害による死亡者数をゼロにすることや休業4日以上之死傷者数を平成24～26年実績平均に対してすべての都道府県において20%以上減少させることを目標に設定しています。これを受け、当協会でも、昨年、安全衛生委員会が中心となり、平成29年度労働災害防止計画を策定し、平成31年度の最終年度の目標である①死亡者数をゼロにする。②休業4日以上之死傷者数をそれぞれ平成24～26年実績平均67人に対して20%以上削減することとし、53人以下とする目標を設定しました。本年度は平成29年度労働災害防止計画を着実に実施していくとともに、平成31年度目標を達成するための平成30年度労働災害防止計画を策定していく。

(3) エコアクション21認証取得研修

産業廃棄物処理業者の優良認定制度に係る「優良認定業者」育成の一環として、認定基準の一つである環境配慮の取組に関し、本年度も愛知環境カウンセラー協会エコアクション21地域事務局あいちの協力を得て、「エコアクション21認証取得セミナー」を開催していく。

特に今後、会員企業に大きな影響を与えると思われる「(略称)環境配慮契約法」

に適切に対応するためにも、協会として積極的に支援していく。

(4) 電子マニフェストに関する研修

平成25年5月に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画では、電子マニフェストの普及率を平成28年度において50%に拡大することを目標に掲げられて、環境省では、目標達成のための電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップを平成27年10月に策定し、これに基づいた普及啓発を図るよう関係団体に働きかけを行ってきた。

しかし、現時点において50%には僅かに届いていない状況であることから、当協会として、引き続き、(公社)全国産業廃棄物連合会の電子マニフェストの運用支援事業の受託事業として、電子マニフェストの導入説明会や操作説明会、また、導入についての個別相談会を開催し、電子マニフェストの普及啓発を図っていく。

4 協会PR活動の継続的取組

会員一人ひとりの適正処理に対する日頃の地道な行動の積み重ねが地域社会の信頼向上につながるものであり、そうした努力を一般の人々に知っていただくため、各種マスコミ媒体を通じて協会のPR活動を展開していく。

また、例年好評の「親子で環境・資源リサイクル体験ツアー」等、子供たちの環境教育等を通じて協会の取組をPRしていく。

その他、環境デーなごや、愛知県及びNPO法人もりの学舎自然学校との協働による環境啓発活動等のイベントに協賛し、地域住民、子供たちとの触れ合いを通じ、当協会をより身近なものとしていく。

さらに、平成26年度から加入している愛知県環境学習施設等連絡協議会(AELネット)を活用し、協会としての環境学習の取組を積極的にPRする。

以上の施策を重点として、各種の本年度事業を次のとおり実施していくこととする。

Ⅱ 実 施 事 業

1 調査・研究事業

(1) 業務継続計画の推進

大規模災害発生時に迅速かつ適正に対応するため、平成27年3月に策定した業務継続計画の継続的な見直しを行う。

また、県内全54市町村と締結している災害廃棄物処理に関する協定の実効性を高めるための、市町村との定期的な連絡会等を企画していく。

(2) 緊急時連絡網等の整備・維持

災害時に備え、平成27年度から導入している緊急通報・安否確認システム「イーネットソリューションズsafetylink24」の運用方法の整備を行うとともに、協会役員、支部役員、各支部会員が緊急通報・安否確認等の緊急連絡が円滑に運用できるよう、定期的な訓練を行い、緊急時連絡網等を整備・維持する。

(3) 大規模災害等発生時の災害廃棄物処理支援体制の整備

会員への資機材調査等を推進し、災害廃棄物処理活動の体制を引き続き整備していく。

また、広域な災害が想定されるため、(公社)全国産業廃棄物連合会や同中部地域協議会(岐阜、静岡、愛知、三重)において広域処理のための協力体制の整備を進めていく。

(4) 会員情報の整備

会員名簿の整備等、会員情報を整備していく。

(5) 法令・行政情報、関係団体・専門誌等からの情報収集、提供

① 情報収集・公開

法改正情報等の最新情報を集約・整理し、会員へのタイムリーな周知を図る一方、協会ホームページ、機関誌等に情報を掲載していく。

② 「月刊いんだすと」の配布

(公社)全国産業廃棄物連合会発行の産業廃棄物処理の総合専門誌「月刊いんだすと」を一括購入し、正会員及び行政機関等に配布していく。

③ 産業廃棄物関連記事切り抜きダイジェスト版の隔月発行

業界の動向を把握するとともに、産廃ビジネスのヒントとして活用できるよう、業界専門誌以外の日刊新聞の循環型社会の構築に向けた関連記事等を切り抜きダイジェスト版に取りまとめ、会員及び行政機関等に配布していく。

2 相談・指導事業

産業廃棄物処理業に係る許認可、届出等各種申請に関する事務手続き、融資助成金に関する事項、暴力団対策等に関する相談に対し、情報提供や適切な助言・指導を行っていく。

(1) 相談・指導の充実強化

① 臨時処理委託

排出事業者等からの臨時処理委託については、当該地区の会員を紹介斡旋し、適正処理の推進を図っていく。

② 法令等相談

法令、委託契約書、マニフェスト等の相談や、処理技術等に関する個別相談に対し、引き続き適切なアドバイスに努めていく。

3 普及・啓発事業

(1) 機関誌「循環あいち」の発行

協会の広報宣伝紙として、協会ニュース（協会の活動状況）、行政ニュース（法・条例等情報、各種講習会の催し等）、会員相互の親睦や交流を紹介する支部・青年部ニュース、資源循環レポート、趣味倶楽部、新会員の紹介等について、「循環あいち」の内容をさらに充実して発行し、会員・行政機関・各種団体等に配布していく。

(2) 産業廃棄物処理業許可証更新情報の提供

産業廃棄物処理業許可について更新期限が近付いている会員に対し年2回通知し、更新忘れの防止に努める。

(3) 産廃手帳の配布

（公社）全国産業廃棄物連合会発行の産廃手帳「INDUST」2018年版を一括購入し、正会員に配布する。

(4) ホームページ等による協会PRの充実と情報公開

新着情報、最新法令情報、会員情報、講習会情報、公開情報等をリアルタイムに提供していく。また、見易さや内容の充実を図る等、一般社団法人としての社会的責任を果たしていく。

また、会員専用ページを活用し、会員相互の情報交換のコミュニケーションツールとする。

(5) 環境展等イベントへの出展

「環境デーなごや」等の機会を積極的に活用し、産業廃棄物処理事業を通じて資源循環型社会の構築に取り組む協会会員の現状を広く社会に情報発信することにより、業界の社会的地位の向上を図っていく。

(6) もりの学舎におけるCSR活動への協賛

協会のCSR（社会貢献）活動の一環として愛知県、NPO法人もりの学舎（まなびや）自然学校との協働による愛・地球博記念公園（モリコロパーク）もりの学舎とそのフィールドを活用した自然体験プログラム等の環境啓発活動に協賛する。

(7) 夏休み「親子で環境・資源リサイクル体験ツアー」の実施

夏休みの期間を利用して、親子ペアを環境・資源リサイクル体験ツアーに招待し、廃棄物リサイクル施設等の見学を通じて、協会の取組をアピールするとともに、環境問題が身近に感じられる機会を提供する。

(8) 愛知県環境学習施設等連絡協議会（AELネット）への参加

AEL（あえる）ネットに加盟する民間や県・市町村の環境学習施設等のうち120施設等と連携した環境学習スタンプラリーを実施し、協会の環境学習活動について情報発信をしていく。

(9) 小学校への「朝日小学生新聞」の提供事業

朝日小学生新聞を通じて、児童、その家族及び教職員の環境問題への関心を高めることを目的に、引き続き、名古屋市中区の平和小学校並びに長久手市の長久手南小学校に朝日小学生新聞を提供していく。

(10) 優良産業廃棄物処理業者認定制度への対応

エコアクション21認証取得の支援を行うなど、優良産業廃棄物処理業者（平成29年1月31日現在、81会員）の育成に努めるほか、「優良産業廃棄物処理業者用ステッカー」の販売・普及を図っていく。

4 産業廃棄物適正処理の推進

(1) 適正処理推進のための活動

昨年度に創設した産業廃棄物適正処理推進活動支援金交付事業を継続し、産業廃棄物の適正処理の推進の一環として、ビデオカメラの導入等による処理状況の見える化や実計量設備の導入等により保管量を踏まえた受け入れ量と中間処理後の排出量の総量管理をし、その情報の公開などを行おうとする廃棄食品を処分する事業所等に対して、これらの設備費に係る補助を実施していく。

(2) 不法処理防止活動

① 不法投棄防止パトロール等の実施

6月の環境月間の期間中、支部毎に不法投棄防止キャンペーンや、管内のパトロールによる不法投棄、野焼き、過剰保管等の不適正処理事案を調査・集約の上、関係行政機関の指導等を要請していく。

② 不法投棄廃棄物撤去作業の実施

廃棄物の不法投棄によって環境保全上の支障が著しい場所について、支部会員を主体とし、地域住民・関係行政機関等と協働して撤去作業を実施し、地域の環境保全に努めていく。

③ 愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会等への協力

愛知県の「適正処理推進会議」、「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」、「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」に各役員が参加するとともに、情報交換、各種施策に積極的に協力し、不適正処理の防止に努めていく。

5 関係行政機関・関係団体の施策への協力

(1) 関係行政機関との連携強化

産業廃棄物の適正処理の推進と業界の社会的地位の向上を図るとともに、的確な情報収集のため、「県・市行政と愛産協との懇談会」を始め各種会議等を開催し、行政機関との関係をより一層強化するとともに、業界の各種課題に対処していく。

(2) (公社)全国産業廃棄物連合会、同中部地域協議会等との連携強化

産業廃棄物の広域処理の見地から、(公社)全国産業廃棄物連合会、中部地域協議会等との連携を密にし、全国的、広域圏的レベルでの産業廃棄物に関する情報の収集に努め、広域的な組織の連携・結束を図っていくとともに、国その他関係機関に法令の見直し等の働きかけを行っていく。

(3) 電子マニフェストシステムの普及

当協会は全国一の紙マニフェスト頒布実績を挙げているところであるが、国の電子マニフェスト普及目標である、「平成28年度において普及率50%」に僅かに届いていない状況であり、電子マニフェストの普及・啓発を積極的に進めていく。

(4) 紙マニフェストの頒布事業

産業廃棄物の適正処理を図るため、(公社)全国産業廃棄物連合会・建設六団体副産物対策協議会と協力して、紙マニフェスト用紙の普及啓発、頒布を行っていく。

(5) 産業廃棄物処理業の許可申請に係る講習会への協力

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する、産業廃棄物処理業の許可申請に係る講習会の協力団体として、開催日程の検討、講習会場の確保、受講申込み受付、講習期間中の受付業務等を実施していく。

6 研修事業

(1) 各種講習会・研修会の開催

循環型社会の構築や産業廃棄物の適正処理に関する認識を深めるとともに、法令・処理技術の知識習得、労働安全衛生の意識高揚を図る等、会員の資質の向上に資するため、各種講習会・研修会を開催していく。また、行政機関、他団体が開催する講習会・研修会の情報収集を行い、積極的に参加の案内をしていく。

➤ 協会主催

① 産業廃棄物処理実務者研修会の開催

② 労働安全衛生研修会の開催

新入社員への安全衛生教育・研修、職長等安全衛生教育・研修、リスクアセスメント研修

③ 安全大会の開催

安全大会に愛知労働局安全課長等を招聘し、当業界の安全に対する取組をご理解いただくとともに、労働安全衛生に係る取組に対しご指導・ご支援をいただく。

④ 電子マニフェスト研修会の開催

電子マニフェスト導入説明会や操作説明会、また、電子マニフェスト導入についての個別相談会

⑤ 廃棄物の適正処理についての普及・啓発活動（企業団体等へ職員を派遣）

➤ 県との共催

産業廃棄物処理業者優良化セミナーの開催

➤ エコアクション21認証取得セミナーの開催

愛知環境カウンセラー協会エコアクション21地域事務局あいちの協力を得たエコアクション21認証取得セミナー

➤ 行政等が主催する各種セミナー等の周知・案内

① 各種法令等講習会

② 暴力追放セミナー

（2）施設見学会の実施

産業廃棄物のリサイクル施設等、先進処理施設の維持管理運営状況等を学ぶため施設見学会を実施するとともに会員相互の親睦を図っていく。

特に、本年度は海外視察を企画していく。

7 福利厚生事業

会員及び従業員相互の親睦・交流を図るため、引き続き、ゴルフ大会、ボウリング大会を開催していく。

8 表彰事業

産業廃棄物の適正処理業務を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与し、また、事業活動を通じて当協会の発展に貢献のあった会員企業の方々や従業員に対し、その功績を讃え顕彰するため、当協会会長名による表彰を行っていく。

9 組織強化・拡充事業

（1）新規会員の加入促進

会員数の増加は、協会の財政基盤の強化と業界の社会的地位の向上を図る上で大変重要な課題であるが、当業界を取り巻く景況動向は、廃棄物そのものの量が減少しており、引き続き厳しい経営環境となっており退会する会員が増加傾向にある。

会員減少傾向に歯止めをかけるため、県内の未加入処理業者、排出事業者に対し、産業廃棄物処理業の許可申請に係る講習会等の場を活用し、積極的に加入を働きか

け、会員の増加を図り組織の強化を目指していく。

また、当協会の会員に情報提供している「産業廃棄物処理業許可証」の更新手続きに関する情報を入会のメリットとして取り上げ、新規会員の加入促進につなげていく。

その他、県内各行政機関の窓口に、当協会の事業案内（入会案内チラシ閉じ込み）を設置することで、広く県民に協会の取組を宣伝していく。

（２）支部活動の推進

会員組織の強化及び協会事業の円滑な運営と支部会員相互の交流、情報交換、法令等研修会、不法投棄防止活動等地域に根差した活動を積極的に推進していくため、各支部に対し助成金を支出するなど、引き続き支部活動を支援していく。

（３）委員会・部会活動の積極的推進

各種委員会活動等の活性化を図り、それぞれの専門分野における対応課題について、積極的に検討を進めていく。

（４）青年部の育成

青年部は、愛知県内のみならず中部ブロックさらには（公社）全国産業廃棄物連合会青年部協議会の活動にも積極的に参画しており、次代の業界を担う人材の健全な育成を図るため、青年部の活動に対し助成金を支出するなど積極的に支援していく。

また、青年部代表者の理事会への参加を通じて、情報の交換・共有化を図っていく。

以上